

鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部
改正について

次のように改める。

令和 3 年 11 月 24 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和 48 年鹿沼市条例第 16
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 精神保健福祉センターにより精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定める 1 級と認定された者であること。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。